

お知らせ
6月は農地の調査実施期間です。
地区の農業委員が農地利用状況調査を行います。

農業ひろさき

2012年6月1日
(平成24年6月1日)

(第76号)

編集と発行
弘前市農業委員会
〒036-8551
弘前市大字上白銀町1-1
☎(0172) 40-7104

りんご花まつり開催!

日本一の生産量を誇る「りんごのふるさと弘前」を全国にPRしながら、りんご産業の振興を図ろうと、「りんご花まつり」が5月6日から20日まで、市りんご公園で開かれました。

「りんご花まつり」は、弘前さくらまつりに続く春のイベントとして毎年開かれています。

今年は低温の影響で開花が遅れ、まつり初日は、まだつぼみであったものの、開会式では保育園児が弘前りんごPRソングに合わせた踊りを披露し、葛西憲之市長をはじめ関係者がテープカットを行い開幕を祝いました。

会期中は、ミニSL乗車や、りんご娘のライブと企画展、津軽三味線の演奏、巨大アップルパイ実演販売、人気の秋田犬わさおの来園など幅広い層で楽しめる多彩なイベントが行われました。

さらに観光客に弘前を紹介するため、「ねぷた運行」や「岩木山お山参詣」など津軽の四季を演出するイベントも行われ、多くの家族連れや観光客で賑わいました。



りんご加工品などの販売も賑わう



ミニSLに歓声をあげる家族連れ

青年農業士の紹介

平成23年度に県から、青年農業士に認定された本市の農業者3人を紹介します。地域農業の推進役として、今後一層の活躍が期待されます。

今回の認定者を含め、本市の青年農業士は18人となります。



生田慶多
(清水森)



清野耕司
(下湯口)



花田哲也
(葛原)

ひろさき農林業危機対策連絡会議

今冬の豪雪による農林業被害への対応を検討する、平成24年度ひろさき農林業危機対策連絡会議(会長葛西憲之市長)の第1回会議が4月11日、第2回会議が5月9日に市役所内で開かれました。

会議では、市長をはじめ農業関係団体の代表などが出席。被害状況や国・県の支援情報を共有し、被害への対応について様々な協議がされました。



農地の売買・貸借及び農地転用等の許可申請等について

農地の売買・貸借又は贈与をしようとするとき、農地を農地以外のものに転用しようとするときは、農業委員会に許可申請等の手続きが必要になります。

許可を得ないで行った農地の売買や貸借などは、契約に効力がなく農地法違反にもなりますので、忘れずに手続きを行いましょう。

■問い合わせ先

【弘前地区】農業委員会農地係(市役所新館4階)

☎ 35-1111内線489

【岩木地区】農業委員会岩木分室(岩木庁舎1階)

☎ 35-1111内線611

【相馬地区】農業委員会相馬分室(相馬庁舎1階)

☎ 35-1111内線841

弘前マルシェFORET(フォーレ) 出店者募集



弘前のおいしいものが気軽に手に入る農産物直売青空市場「弘前マルシェFORET(フォーレ)」が7月から開催される予定です。

出店者(農産物・農産加工品生産者及び飲食物・物産品販売者等)を下記のように募集していますので、お気軽にお問い合わせください。

◆開催日 7月1日～10月28日(期間中毎週日曜日)及び11月24日(土曜日)

◆開催場所

JR弘前駅と上土手町を結ぶ弘前駅前歩行者専用道路(えきどてプロムナード)及び駅前公園

◆出店料

○農産物・農産加工品出品者: 3×3平方メートル区画1回あたり2,000円(テント・什器・陳列箱貸出付)

○飲食物・物産品販売者等: 3×3平方メートル区画1回あたり1,000円(テント等貸出なし)

◆募集受付 随時受け付けします(開催期間中も可)。

*テントの貸出数には限りがあります。

詳しくは下記ホームページでご覧いただけます。

<http://www.foret-hirosaki.jp/>

また、インターネットを利用したFORETネットショッピングでも農産物・農産加工品の出品者を募集しております。

詳しくは下記ホームページでご覧いただけます。

<http://www.foret-shop.jp/>

■問い合わせ先 弘前マルシェコンソーシアム

☎ 31-0508

ファクス: 31-0509

Eメール: info@foret-hirosaki.jp

手続きの流れは下記のとおりです。

許可申請書等の受付締切日	<ul style="list-style-type: none"> 毎月27日です。 ただし、当日が休日等のときは、休日等の次の日が締切日となります。
--------------	--

農業委員による聞き取り調査	<ul style="list-style-type: none"> 締切日翌月の中旬に、農業委員が直接申請者から利用目的などを聞き取る調査等を行う場合があります。
---------------	---

農業委員会農地部会での審議	<ul style="list-style-type: none"> 原則毎月24日に開催します。 許可申請書等はここで審議され、許可等が決定します。ただし、農地転用許可申請は、農地部会での審議を経て許可権者である県知事に送付することになります。
---------------	---

許可書等の交付	<ul style="list-style-type: none"> 許可書等は農業委員会事務局または分室窓口で交付します。 申請者への通知は、農地部会終了後ハガキ等で行います。 農地転用に係る許可書等は、県知事による許可等決定(申請締切日の翌々月の下旬頃)後、同様に交付します。なお、都市計画法の開発審査会の審査を要する許可申請については、更に1か月を要する場合があります。
---------	---

私たちと一緒に『農業』を語り合って楽しめないか!!

弘前地区農村青少年連絡協議会(弘前4Hクラブ)会員募集

「弘前4Hクラブ」は、農業をがんばっている若者や、これから農業に取り組もうとする若者同士が話し合ったり、勉強したり、とにかく何でも楽しくやってみようというグループです。全国、東北及び県内各地の4Hクラブ員と交流する機会もあり、仲間づくりと視野が広がる良い機会にもなっています。

随時、新規クラブ員を募集しています。興味を抱いた君! ぜひ参加してみませんか。

■問い合わせ先 中南地域県民局地域農林水産部 農業普及振興室 担当: 扱い手経営班 對馬(幹)

☎ 33-4821



県内農業青年との交流の様子

『4Hクラブ』の『4H』には、次のような目的があり、グループ活動によって一層たくましくなります。

- ◎HEAD…科学的に考える頭脳を鍛える。
- ◎HAND(S)…実行するための技術を磨く。
- ◎HEART…友情に富む心を育む。
- ◎HEALTH…働くための健康を養う。

農地は適正に利用しましょう 農地の利用状況調査実施中!

6月は農地の調査実施期間として、地区の農業委員が農地の利用状況を調査しています。

◆調査のポイント◆

- ①許可を得ずに農地以外に転用されている農地はないか
- ②耕作が放棄されている農地はないか
- ③周辺の営農に支障を与えていた農地はないか
- ④以前に指導を行った耕作放棄地の状況

写真は指導の様子



農地法では、農地の所有者などに農地の適正かつ効率的な利用を確保する責務があることを規定しています。

また、農業委員会は毎年1回、農地の利用状況について調査を行うことが義務付けられています。

調査は市内すべての農地について行い、今年度は岩木地区を重点地区として調査を行います。

調査のため、農業委員や事務局職員が農地内に立ち入ることもありますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、調査の結果、農地の不適正な利用や耕作放棄地などが明らかになった場合は、農業委員会が行う指導の対象となります。

農地は食料の生産基盤である大切な資産であり、限られた資源です。一度耕作を放棄すると、数年で原形を失うほどに荒れてしまいます。また、病害虫の発生など、近隣の農地や住民に大変迷惑がかかります。農地を所有する方は、適正な管理をお願いします。

なお、労働力不足で耕作ができないなどの理由で、農地を貸したい・売りたい方は、耕作を放棄する前にお早目にご相談ください。

■問い合わせ先 農業委員会農地係（市役所新館4階 ☎ 35-1111内線489）又は地区の農業委員まで

農地転用、その前に…

農振除外申出7月31日締切り

市では、農業振興のために利用・保全すべき土地を、『農用地区域』（耕作していない農地も含む）として設定しています。

この区域内の農用地を住宅用地や農業用施設用地（倉庫、資材置き場など）といった耕作以外の目的に使用する場合は、市が設定している区域から除外するなどの手続きが必要となります。

農振除外の手続きは約6か月以上の期間を要します。

なお、受付・相談は、農用地の所在する各地区の担当課窓口で行っています。

■問い合わせ先

【弘前地区】 農政課計画推進係

(市役所新館4階 ☎ 40-7102)

【岩木地区】 総務課農林係

(岩木庁舎1階 ☎ 82-1621)

【相馬地区】 総務課農林係

(相馬庁舎1階 ☎ 84-2111)

農地流動化情報（新規）



申出区分	略図	農地の所在	利用状況	面積	希望賃借料
貸したい	367	悪戸字芦野	原野	113.85a	交渉次第

■取扱窓口及び問い合わせ先

①農業委員会農地係（市役所新館4階）

☎ 35-1111 内線489

②農業委員会岩木分室（岩木庁舎1階）

☎ 35-1111 内線611

③農業委員会相馬分室（相馬庁舎1階）

☎ 35-1111 内線841

独身農業後継者のためのマナー研修会 ～婚活の秘訣と親の支援～

市農業委員会では、結婚を希望する農業後継者や、その親を対象として、婚活のための研修会を開催します。

▼日時 7月8日(日)

午後2時～午後4時まで

▼ところ 弘前市立中央公民館

岩木館2階大ホール

▼講師 NPO法人「花婿学校」

代表 大橋清朗氏



昨年の研修会の様子

結婚を希望する多くの方々や親を対象に講座を開催しているほか、全国各地の自治体などで数多くの講演を行っています。

▼内容 独身農業者や、その親を対象に、現在の結婚事情や異性との付き合い方、親としてできる支援などについてアドバイスします。

▼対象 当市に居住する独身農業者と、その親(独身農業者のみ、独身農業者と親、親のみの参加も可)

▼定員 40名程度

▼参加料 無料

■申込み・問い合わせ先

6月29日(金)まで農業委員会事務局(☎ 40-7104かメール nougyou@city.hirosaki.lg.jp)へ

農業者年金を受給している皆さんへ

現況届の提出を忘れずに

農業者年金を受給している方は、毎年6月中に「現況届」を提出することになっています。この「現況届」は5月末頃に農業者年金基金から郵送されますので、住所、氏名、生年月日をお書きの上、下記のいずれかの窓口に提出してください。

未提出の場合、年金の支給が停止となることがありますので、ご注意ください。

◆現況届の提出先

農業委員会事務局

(市役所新館4階)

農業委員会岩木分室

(岩木庁舎1階)

農業委員会相馬分室

(相馬庁舎1階)



■問い合わせ先 農業委員会事務局農政係
(市役所新館4階) ☎ 40-7104

老後生活に備えて

農業者年金

農業者のための公的年金である農業者年金は、自分で納めた保険料とその運用益を原資として支給される「確定拠出型年金」です。また、一定の要件を満たす方には保険料の一部について政策支援(国庫補助)を受けることができるなど、農業者にとってメリットの多い内容となっております。老後の生活に備え、農業者年金への加入について考えてみませんか。

農業者年金の特徴・メリット

○農業に従事されている方は誰でも加入できます。

20歳以上60歳未満である国民年金1号被保険者で、年間60日以上、農業に従事していれば、誰でも(配偶者や後継者も可)加入できます。

○少子高齢化に強い年金です。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」で、加入者・受給者の数に左右されにくい年金です。

○保険料の額は自由に決められます。

保険料は月額2万円から6万7千円まで千円単位で、自分で自由に設定でき、経営状況や老後生活に応じていつでも見直せます。

に加入しませんか



農業者年金に加入したい、もっと詳しく知りたい方は、下記へお問い合わせください。

■問い合わせ先

農業委員会事務局農政係(市役所新館4階)

☎ 40-7104、又はお近くの農協へ

○終身年金で80歳までの保証付きです。

年金は原則65歳から生涯支給され、仮に80歳前に死亡した場合でも、80歳まで受け取れるはずであった老齢年金が死亡一時金として遺族に支給されます。

○税制面での優遇措置があります。

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。また、将来受け取る年金は公的年金等控除の対象となり、65歳以上であれば、国民年金とあわせて年額120万円までは非課税となります。

○担い手を対象に保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告者であるなどの要件を満たした方は、保険料の国庫補助(月額最高1万円)があります。

※今般、A I J投資顧問が企業年金の資産の大半を消失させ、顧客に虚偽の運用実績を伝えていたとされる問題が判明しましたが、(独)農業者年金基金の外部委託運用は、A I J投資顧問には、過去及び現在において行っておりません。